

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
1	令和7年度広報等仕分・梱包業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 取出町183番地	1,921,360	本業務は、月に一度広報等の配布物を仕分・梱包する業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センターの設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため1社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	総務課
2	令和7年度総合行政情報システム処理他業務	令和7年4月1日	株式会社電算 佐久支社 猿久保742-3 秋山ビル	110,079,530円	本業務は市の業務基盤である総合行政情報システムが持つ住民データあるいは機能を利用し、電算処理等を行うもの。 総合行政情報システムを使用する業務は、関係する課や取り扱うデータ量が多い一方、安定したデータ処理が必要で業務の停止・遅延は許されず、万が一障害が発生した場合の復旧等には迅速に対応することも要求される。 よって、業務基盤の当該システムを構築し保守管理を行っている株式会社電算以外の業者では、本業務を履行することは困難である。 以上のことから当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
3	令和7年度テレワーク環境保守業務	令和7年4月1日	株式会社電算 佐久支社 猿久保742-3 秋山ビル	521,400円	テレワーク用端末は、外部からの無線通信により、既存の情報系ネットワークにアクセスを行うため、その保守にあたっては特定の通信経路のみを許容するセキュリティ対策等が求められる。また、不具合やインシデントが発生した際は端末の通信の遮断を含めた迅速な対応も求められる。 上記を満たすのはテレワーク環境を構築し、かつ情報系ネットワークの保守を行っている者のみである。 そのため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
4	令和7年度RPAソフトウェア利用及び運用保守業務	令和7年4月1日	株式会社電算 佐久支社 猿久保742-3 秋山ビル	8,635,000円	(株)電算は、RPAソフトウェアの導入元であるとともに、同ソフトウェアの稼働先である基幹系・情報系システムの構築を行い、システムの仕様を熟知している。 他の業者では、RPAソフトウェアにより基幹系・情報系システムへのデータ入力を代行させるための、シナリオ作成・修正等の効率的な運用保守を行うことは困難である。 そのため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
5	令和7年度AI-OCR利用及び運用保守業務	令和7年4月1日	株式会社電算 佐久支社 猿久保742-3 秋山ビル	4,481,400円	AI-OCRの運用保守にあたっては、別途導入しているRPAソフトウェア及び基幹系・情報系システムの仕様等を熟知している必要がある。これは、手書き書類をAI-OCRによりデータ化し、RPAソフトウェアによりシステムへのデータ入力を代行させる、という一連の流れがあるためである。 (株)電算は、AI-OCR及びRPAソフトウェアの導入元であるとともに、基幹系・情報系システムの構築を行っている。 他の業者では、これらの連携も踏まえつつ、迅速かつ確実な運用保守を行うことは困難である。 よって当該事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
6	令和7年度情報系ネットワーク機器保守業務	令和7年4月1日	株式会社TSクラウド 佐久オフィス 協和7334	660,000円	保守対象となる機器にはグループウェア利用のための外部通信のみを許可する特殊な設定がなされており、その設定内容と機器の操作について熟知していなければ保守作業ができない。 また、グループウェアへの通信トラブルが発生した場合、全職員に影響を及ぼすため、迅速な復旧作業も求められる。 以上のことから、当該保守作業を対象機器を構築した事業者以外が実施することは困難である。 よって当該事業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
7	令和7年度電気通信関係端末機器保守点検業務	令和7年4月1日	東日本電信電話株式会社 埼玉事業部長野支店 長野市大字南長野新田町1137番地5	732,600円	市役所電算室及びワークテラス佐久内に設置されているサーバ等機器、またサーバと出先機関を結び、情報系システムを運用するためのネットワーク機器は、市役所・ワークテラス佐久・出先機関を結ぶ情報系システムのネットワーク基盤であり、障害が発生した場合、市の業務に重大な支障を及ぼすことになる。 保守にあたっては専門的知識、技能が必要であり、また危機管理上、障害時には迅速な対応が求められる。 サーバ等の構築やネットワーク機器の暗号化設定は、機器の設置業者である東日本電信電話株式会社が行っており、他者では迅速に対応できない。 以上のことから、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
8	情報通信設備等 保守点検業務	令和7年4月1日	佐久ケーブルテレビ株式会社 中込2336-1	32,023,946円	市は整備した情報通信設備等を基幹系システム・情報系システムの業務で利用しているほか、佐久ケーブルテレビ(株)に長期貸付しており、同社が平成15・16年度(第1期・第2期整備)に事業主体となって整備した情報通信設備及び伝送路と一体的なものとして、同社のCATVやインターネット事業等に利用されている。 よって、市の情報通信設備と佐久ケーブルテレビ(株)の情報通信設備は不可分の関係にあり、本保守点検業務は毎日の設備運用に並行して行う必要があるため。 (1)市の情報通信設備等の幹線末端は、佐久ケーブルテレビ(株)社屋内のヘッドエンドに接続され、第1期・2期用のヘッドエンド機器と電源系統などを共用していることから、佐久ケーブルテレビ(株)において一体的な保守が必要であること。 (2)故障発生時は、ヘッドエンドと現地での連携を行うため、佐久ケーブルテレビ(株)社員の立会のもとヘッドエンド内に立ち入る必要があるなど、時間帯を問わず発生する故障・障害に迅速に対応するためには、佐久ケーブルテレビ(株)以外の業者による保守ができない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
9	公衆無線LAN設備 保守業務	令和7年4月1日	佐久ケーブルテレビ株式会社 中込2336-1	30,934,200円	本業務は、佐久市が提供する公衆無線LANサービスを運用・保守するものである。 本システムは、防災の観点から、防災拠点(避難所・避難場所、官公署)を中心に災害発生時の情報伝達手段確保のため、設置されている重要なシステムである。 関連機器の保守にあたっては専門的知識、技能が必要であり、また災害対策上、障害時には迅速な対応が求められます。また、システムを構成するインターネット回線及び機器の構築は佐久ケーブルテレビ株式会社がっており、他者では保守対応ができない。 以上のことから、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	情報政策課
10	令和7年度 電子入札システム 運用委託業務	令和7年4月1日	富士通Japan(株) 長野公共ビジネス部 長野県長野市鶴賀緑町1415	1,320,000	本業務は、長野県電子入札システムの機能提供及びコールセンター設置業務である。長野県電子入札システムは、長野県と市町村の共同利用型システムとして富士通Japan(株)が開発しており、電子入札システムの機能提供等を他者が行うことはできないため、富士通Japan(株)を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	契約課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
11	令和7年度 電子入札システム改修委託業務	令和7年4月1日	富士通Japan(株) 長野公共ビジネス部 長野県長野市鶴賀緑町1415	1,210,000	本業務は、長野県電子入札システムへ委託業務の事後審査型一般競争入札方式の追加と同システム内で発行される「落札決定通知書」にて特定文言の削除を行う業務である。長野県電子入札システムは、長野県と市町村の共同利用型システムとして富士通Japan(株)が開発しており、電子入札システムの機能提供等を他者が行うことはできないため、富士通Japan(株)を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	契約課
12	令和7年度 戸籍システム借上業務	令和7年4月1日	(株)電算 佐久支社 猿久保742-3秋山ビル	11,814,000	システム安定稼働のための適切な対応は、本システムを構築した(株)電算以外の他社が遂行することは困難であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	市民課
13	令和7年度サングリモ中込駐車場管理システム保守点検業務	令和7年4月1日	アマノ(株)長野支店 長野県長野市稲葉610	547,800	駐車場の管理システムは、メーカーの機種による独自の設計であり、既設設備の回路図が開示されておらず、点検整備には専門的な知識と技術を必要とする。他者による点検整備が困難であるためシステムの設置を行った次の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課
14	令和7年度佐久市歯周病(義歯)検診電算委託業務	令和7年4月1日	(株)電算 佐久支社 猿久保742-3秋山ビル	3,245,000	歯周病検診業務は、現在使用している「健康かるてシステム」から、対象者の住民登録情報等を抽出し受診券を作成する必要があることから、システムを構築し納入している(株)電算佐久支社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課
15	令和7年度教えてドクター 情報作成及びアプリ更新 保守等委託業務	令和7年4月1日	一般社団法人 佐久医師会 原569-7	1,321,000	本事業は、平成27年度より運用しているが、最新情報の作成にあたっては、医師による監修が必要となり医療行為にも繋がるものであることから、事業に係る内容を熟知しており、本業務の確実な履行はもとより事業の継続、推進・普及が更に図れる一般社団法人佐久医師会を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
16	令和7年度健(検)診受診券作成業務	令和7年4月1日	株式会社 電算佐久支社 佐久市猿久保7-4-2 -3秋山ビル	2,409,000円	本業務は、健(検)診受診対象者の住民情報・加入保険の情報等を管理する健康管理システムを用いて実施するものであり、本システムを構築、納入している業者でなければ、確実な履行が困難である。 仮に、本業務を他の事業者が実施した場合、システムの不具合等が発生した際に対応することができず、その責任の所在も不明確となることから、次の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課
17	令和7年度人工知能(AI)を活用した特定健康診査未受診者対策事業委託業務	令和7年4月1日	株式会社キャンサースキャン 東京都品川区西五反田1-3-8	7,379,891円	全国約650を超える委託先自治体の膨大な受診履歴や受診対象者の問診票回答、レセプトデータ等のビッグデータに基づき人工知能を構築しており、人間やエクセル等では不可能なレベルでの解析を行うことが可能である。この人工知能に佐久市のデータを学習させることで適切な時期に適切な対象者へ勧奨を行うことができる。この人工知能を活用した手法で特許を取得している唯一の業者である次の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	健康づくり推進課
18	令和7年度 うな沢第2最終処分場 浸出液処理施設 維持管理業務	令和7年4月1日	住友重機械エンバイロメント株式会社 東京都品川区西品川一丁目1番1号	21,912,000円	当施設は性能発注方式により、うな沢第2最終処分場から排出される浸出液に合わせた住友重機械工業株式会社の独自の水処理技術で施工された施設である。 常時水が流入する当施設は年間を通して連続的に運転しており、施設の機能を十分に発揮するためには、常に適切な点検整備を行うほか、処理運転時や災害等緊急対応を要する際にも、施設にあった適切な技術と対処判断能力が必要となる。 当施設の設備や機器等は、当施設設置業者である住友重機械工業株式会社の設計に基づいて製造、構成された独自のシステムが採用されており、詳細にわたる仕様やスペック、設計意図まで施設の全容は公開されておらず、把握しているのは、その子会社として当該施設に係る事業を継承し、設備等に精通する左記の業者のみである。 以上の理由から左記の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	生活環境課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
19	令和7年度 うな沢公園維持管理業務	令和7年4月1日	公益社団法人 佐久シルバー人材センター 取出町183	700,000円	本業務は、うな沢公園の草刈り、トイレ清掃等の業務であり、臨時的かつ短期的な、又は軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため、左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	生活環境課
20	令和7年度 佐久市クラウド版生活保護システム借上業務	令和7年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15-32	4,100,000	本業務は、現在使用中の生活保護システムのハードウェア機器の借り上げを行うものであり、ソフトウェア及び保守管理業務も同社のサービスを利用している。システムの安定稼働のために必要なハードウェアの提供は現行システムを開発した同社でなければできないことから当該業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課
21	令和7年度 佐久市生活保護システムクラウド利用保守運用管理業務	令和7年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15-32	3,933,600	本業務は、現在使用中の生活保護システムの保守業務であり、システムを開発した同社でなければ実施できないことから当該業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課
22	令和7年度 クラウド版生活保護等レセプト管理サービス利用業務	令和7年4月1日	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15-32	2,475,000	本業務は、生活保護の医療扶助に関するレセプト管理システムを利用するための業務であり、生活保護システムとのデータ連携が必要とされる。本サービスの利用構築業務は同社が実施しており、不具合なくサービスを提供できる業者は他にないことから当該業者を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課
23	令和7年度 佐久市生活困窮者自立相談支援事業運営業務	令和7年4月1日	社会福祉法人佐久市社会福祉協議会 下越16-5	24,000,000	本業務は、市内に居住する生活困窮者等の支援対象者に対する包括的かつ継続的に相談支援を行う業務である。社会福祉協議会が実施する他の業務との連携や、地域への認知の状況から、当該団体以外の団体が本業務を遂行することは困難であることから、当該団体を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
24	令和7年度 佐久市家計改善支援事業業務	令和7年4月1日	社会福祉法人佐久市社会福祉協議会 下越16-5	925,000	本業務は、家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計に関するアセスメントを行い、状況に応じた支援を行う業務である。 社会福祉協議会が実施する生活困窮者自立支援相談事業や生活福祉資金貸付事業等の事業と一体的に実施することでワンストップの対応が可能となり、また福祉資金の貸し付けや金銭管理事業のノウハウを持つ事業者は当該団体以外にないことから、当該団体を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課
25	令和7年度障がい福祉業務総合支援ソフト利用業務	令和7年4月1日	株式会社ニック 東京支店 東京都千代田区神田鍛冶町3-7-4	792,000	本業務は、障害福祉サービス報酬請求支援ソフトの利用に関する業務であるが、当ソフトの開発は当該業者が行ったものであり、同社以外に取り扱うことができないため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	福祉課
26	在宅医療24時間体制整備推進事業	令和7年4月1日	一般社団法人佐久医師会 原569番地7	1089000	当委託業務は、在宅医療のバックアップ体制の整備を推進するにあたり、市内医療機関との連携が不可欠である。市内の医療機関を取りまとめている佐久医師会は、佐久地域の医療機関の医師が参加し、営利を目的としない、「住民へ目を向けた地域医療」を目標とし、公衆衛生と社会福祉の向上を理念としている唯一の団体であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	高齢者福祉課
27	在宅医療介護連携拠点事業	令和7年4月1日	長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院 臼田197	1320000	佐久総合病院は、地域医療連携室や地域ケア科を有しており、この事業のモデル事業として県より委託を受けていた佐久地域唯一の病院である。 現在も医療介護連携推進事業に先進的な取り組みをしており、仕様書通り実施できるのは同病院しかいないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	高齢者福祉課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
28	令和7年度行政連携薬剤師活動事業	令和7年4月1日	一般社団法人佐久薬剤師会 原399—29	1,200,000円	医薬品に対する意識の向上、個別課題の解決、関係機関とのネットワーク構築を図るという、医薬品に関する業務内容であることから、薬剤師でないと実施できない事業である。ほとんどの市内薬剤師が所属し、地域住民の健康な生活の確保と向上に寄与することを目的として公衆衛生、薬事衛生の普及と指導・啓発等の各種事業を行っている当該団体のみが仕様書の事業を確実に遂行できることから当該団体を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	高齢者福祉課
29	令和7年度ひとり暮らし高齢者等見守り事業	令和7年4月1日	社会福祉法人佐久市社会福祉協議会 下越16番地5	5,818,182	本業務は、一人暮らし高齢者等の地域での見守り等を目的として行うことから、社会福祉法第109条の規定により、地域福祉を推進する団体であり、社会福祉法第109条第1項第2号により、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行い、地域資源(民生児童委員、ボランティア)を活用できる当該団体を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	高齢者福祉課
30	令和7年度佐久市新品目導入試験事業管理業務	令和7年4月1日	佐久市営農支援センター 中込3056	3500000	本業務は、佐久市の気候や風土に適合するか新品目の農産物やその栽培方法について検証し、普及を図る業務である。 この業務については、農作物への専門的な見識や栽培技術の活用が必要不可欠であります。また、農業協同組合等との連携や協働が強く求められる業務である。 佐久市営農支援センターは、佐久浅間農業協同組合や長野県佐久農業農村支援センター、長野県農業開発公社佐久支所などで構成される農業関係の団体で、農業に関する専門的な見識及び技術を有し、業務目的を効果的に実現できる唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	農政課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
31	令和7年度佐久市家畜防疫委託業務	令和7年4月1日	佐久市家畜防疫協会 中込3056	2400000	本業務においては、家畜伝染病予防並びにまん延防止が主な業務であり、家畜衛生の専門的な知識や、関係機関との連絡調整が必要とされる。 佐久市家畜防疫協会は、畜産農家・県・農協をはじめとする家畜衛生、防疫業務に精通する専門的組織であり、関係機関との連絡調整が迅速に図られるとともに、有効な疾病対策等を講ずることができ、本業務の効果的な運営できる唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	農政課
32	令和7年度ふれあい農園設置事業委託業務(1)	令和7年4月1日	佐久市保育園保護者会連合会 鳴瀬1371	750000	本業務は、農作業に接する機会が少ない子供たちが、農作業体験をとおして作物を育てる楽しさを知り、農業の大切さを習得するための業務を委託するものである。業務箇所は、唯一各保育園が所有(管理)しており、業務目的を効果的に実現できる唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	農政課
33	令和7年度 観光施設等草刈業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 取出町183	628,000	本業務は、観光施設等の清掃、草刈り等の業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センターの設立目的(高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため、次の者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	観光課
34	令和7年度 内山牧場管理委託業務	令和7年4月1日	一般社団法人佐久市振興公社 取出町183	3,300,000	当団体は、内山牧場においてレストハウスやバンガローを所有し、周辺一帯を野営場として運営していることから、施設全体の一元管理など、業務の効率的かつ円滑な業務遂行を行うことができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
35	令和7年度 佐久市歴史の里管理運営委託業務	令和7年4月1日	龍岡城五稜郭保存会 田口2578	1,223,970	地域住民が中心となり組織される龍岡城五稜郭保存会は、平成13年の開館時より、龍岡城五稜郭を訪れる方への案内ボランティアとして携わっていることから、龍岡城五稜郭の歴史や知識を他者より有しており、常駐しながら案内と施設管理を両立できるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課
36	令和7年度 佐久バルーンフェスティバル運営委託業務	令和7年4月1日	佐久市観光協会 中込3056	12,500,000	佐久市観光協会は、佐久市の観光事業の総合的な振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的に多くの企業、団体及び個人によって組織された団体である。 第1回大会から企画・運営に携わっていることから、長年蓄積された、催物開催に係る実績と企画運営を有し、ニーズに応えるための連携が構築されており、他社が行うより事業を効果的かつ効率的に実施することができるため。 (地自令第167条の2第1項第2号)	観光課
37	令和7年度 観光誘客SNSマーケティング事業委託業務	令和7年4月1日	佐久市観光協会 中込3056	4,290,000	佐久市観光協会は、佐久市の観光事業の総合的な振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的に多くの企業、団体及び個人によって組織された団体である。 市内観光事業を熟知するとともに、長年蓄積された、観光情報や画像素材などの情報データを数多く保有し、市の観光情報の発信に特化した各種公式SNSアカウントからの広告宣伝等の実績を有しているため、他社より事業を効果的かつ効率的に実施することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課
38	令和7年度 フィルムコミッション支援業務	2025年4月1日	佐久市観光協会 中込3056	500,000	佐久市観光協会は、佐久市の観光事業の総合的な振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的に多くの企業、団体及び個人によって組織された団体である。 市内観光資源等を熟知するとともに、信州フィルムコミッションの会員同士のネットワークが構築され加入していることから、制作会社などのニーズに応えるため、観光情報及び画像素材などの情報データの活用や、映像支援などのフィルムコミッションを効果的かつ効率的に実施することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
39	令和7年度 観光宣伝委託業務	2025年4月1日	佐久市観光協会 中込3056	10,500,000	佐久市観光協会は、佐久市の観光事業の総合的な振興を図り、佐久市発展に寄与することを目的に多くの企業、団体及び個人によって組織された団体である。 長年蓄積された、観光宣伝に関する観光情報や画像素材などの情報データを数多く保有しているほか。県内外の観光協会や各団体との連携が図られていることから、観光宣伝事業を効果的かつ効率的に実施することができるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	観光課
40	令和7年度 長野県・市町村共同利用設計積算システム利用	令和7年4月1日	公益財団法人長野県建設技術センター 理事長 猿田 吉秀 長野市大字南長野字幅下667-6	2,422,800	佐久市の公共土木工事の積算にあたっては、長野県と同等の積算基準により、公平かつ公正な積算を行う必要がある。契約の相手方とした業者は、長野県が構築する設計積算システムのプログラム群及びデータ群の貸与を受け、かつ市町村用カスタマイズ領域の著作権を有している唯一の者である。 そのため、長野県と同等の積算基準で設計積算システムを提供できるほか、積算基準改定に伴う歩掛改訂及び単価改定のデータ更新についても即時更新することができる。よって、長野県と同等の積算基準で適正な積算事務を行うため、長野県が構築する設計積算システムを市町村に提供可能な唯一の者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	道路建設課
41	令和7年度 市単公園等維持管理業務	令和7年4月1日	公益社団法人 佐久シルバー人材センター 取出町183	32,689,800	本業務は、公園等の清掃、草刈等の業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため、左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	公園緑地課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
42	令和7年度 市単 園地維持管理業 務	令和7年4月1日	有限会社 ねば塾 鳴瀬602-21	7,425,000	佐久市福祉課から情報提供を受けた、同様のサービスを提供できる福祉事業所6社の中で、有限会社 ねば塾は、1983年6月の駒場公園の開園以来、駒場公園の管理者であった長野県から委託を受け継続して維持管理業務を行っている。そのため、業務箇所や業務内容について詳細に把握している。 また、障害者及び障害児は、就労場所等の環境が変わることにより生じる混乱で就労をすることが困難となることなどから、十分に配慮する必要がある。 これらのことから、これまでの就労における過去からの経験および就労場所および業務内容などを熟知している左記業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	公園緑地課
43	令和7年度 市 単 ジリの木広 場、布施温泉公 園維持管理業務	令和7年4月1日	一般社団法人 佐久 市振興公社 取出町183	2,101,000	本業務は公園の清掃等の軽易な作業を行う業務である。 業務委託する2カ所の公園は、春日温泉、布施温泉の施設に隣接し、この施設の指定管理者は一般社団法人佐久市振興公社である。 このことから、近接する施設の指定管理者が公園の維持管理を請負うことで、日常の維持管理業務が円滑かつ効率的に行え、経費の節減が図れる。 そのため、市内民間業者よりも大幅に安価な価格で業務を行うことが可能であることから、時価と比較して著しく有利な価格で契約を締結することが見込まれる。 以上のことから一般社団法人 佐久市振興公社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第7号)	公園緑地課
44	令和7年度 佐 久市堆肥製産セ ンター受付管理 業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シ ルバー人材センター 取出町183	1,650,924	本業務は、当該施設利用者の受付、窓口対応業務であり、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センターの設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため1社を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	臼田支所

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
45	令和7年度 佐久市学校図書館書誌データ利用業務	令和7年4月1日	(株)図書館流通センター 東京都文京区大塚3-1-1	792,000	市立学校図書館のシステムは当該業者のデータ形式に対応したソフトウェアとなっており、既存蔵書約21万冊のデータは全て当該業者の形式により作成しており、同業者が引き続き履行することで効率的な業務となる。当該業者はこの形式の著作権を有しているため、既存データを引き続き使用することができる唯一の業者であることから、物品購入等入札(見積)参加登録者名簿に登録のある次の業者を選定する。 (地方自治法施行令167条の2第1項第2号)	学校教育課
46	令和7年度佐久市学校給食北部センターボイラー設備保守点検業務	令和7年4月1日	三浦工業(株)長野支店 長野県長野市南高田1-9-6	1,042,800	物品購入等入札(見積)参加登録者名簿の役務・業務2(保守・点検・整備)のボイラー保守点検として登録がされ、当該設備の製造及び設置業者であることから、施設及び設備を熟知している。また、他の業者では修繕部品の確保が困難であるため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	学校給食課
47	令和7年度佐久市学校給食南部センターボイラー設備保守点検業務	令和7年4月1日	川重冷熱工業(株)松本支店 長野県松本市高宮北4-35	927,300	物品購入等入札(見積)参加願登録の役務・業務2(保守・点検・整備)の「ボイラー保守点検」として県内に登録がされ、当該設備の製造及び設置業者であることから、施設及び設備を熟知している。また、他の業者では修繕部品の確保が困難であるため、当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	学校給食課
48	令和7年度地域公民館活動事業業務	令和7年4月1日	佐久市地域公民館連絡協議会 猿久保165-1	8,062,000	本業務は、地域公民館同士の連携を図りつつ、地域公民館が行う文化交流・学習活動の推進を図ることを目的としているため、日ごろから各地域で公民館活動を行っている地域公民館234館で組織され、かつ本業務を確実に履行した実績のある次の業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	生涯学習課

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
49	令和7年度佐久市立図書館システム保守管理業務	令和7年4月1日	株式会社ANX 長野支社 長野県長野市柳町38	2,719,200	現在、図書館業務は、システムを導入して図書館利用者へサービスを行っており、令和6年10月から再リースしたシステム保守管理の契約期間が令和7年3月31日で満了となる。機器等はまだまだ十分使用でき、再リースで使うことが経済的でもあるので、現在の受託者である当該業者を選定する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中央図書館
50	令和7年度中央図書館ほか4館書誌データ等提供	令和7年4月1日	株式会社図書館流通センター 東京都文京区大塚3-1-1	935,088	本件は図書を選書・購入手続きから図書情報の更新管理、廃棄まで図書管理の一連の作業に必要なデータを提供するもので、既存の図書館管理システムと連動しているものである。また、データ形式「TRC-MARK」は、既存システムの提供者が著作権を有するものであるため、「TRC-MARK」を唯一取り扱っている業者である(株)図書館流通センターと随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中央図書館
51	令和7年度中央図書館法令関係検索・閲覧システム提供	令和7年4月1日	第一法規株式会社 東京都港区南青山2-11-17	638,880	本件は、法令をオンラインにより検索・閲覧できるようにするものであるが、当館が所有する法令関係の書籍は、いずれも第一法規(株)が出版する「現行法規総覧」、「判例集」、「文献」等である。また、現在は当該法令集の紙媒体による加除を行っていないため、オンライン検索・閲覧と当該法令集等を双方活用しながら利用する必要がある。ついては、当館所有の法令集と連係するオンラインサービスを唯一行える第一法規(株)と随意契約とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	中央図書館
52	令和7年度佐久市立近代美術館清掃管理等業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 取出町183番地	666,000	本業務は、近代美術館の環境を良好に保つため、館内外の清掃等を行う業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	近代美術館

随意契約の公表一覧表(予定価格50万円以上)

※契約内容の詳細は、各担当課にお問い合わせ下さい。

令和7年4月契約分

NO	契約の名称	契約を締結した日	契約の相手方とした者の名称及び住所	契約金額	随意契約の相手方の選定理由(適用条項)	担当課
53	令和7年度佐久市立近代美術館受付等業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 取出町183番地	1,955,640	本業務は、近代美術館開館時に観覧者の対応などの受付等を行う業務であり、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	近代美術館
54	令和7年度佐久市立近代美術館展覧会看視業務	令和7年4月1日	公益社団法人佐久シルバー人材センター 取出町183番地	2,042,052	本業務は、近代美術館開館時に展示室で看視を行う業務で、臨時的かつ短期的な又は、軽易な業務であることから、当該業務に係る就業の機会を確保し、その就業を支援して高齢者の福祉の増進に資するというシルバー人材センター等の設立目的(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項)に該当し、市として同法の目的に基づき支援していく必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	近代美術館